

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学の目的

広島国際大学は平成10年4月に開学し、現在、保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部の6学部を擁している。「豊かな人間性と命の尊厳」を基本としたうえで、「新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、医療、福祉、そして生活の分野において必要とされる環境、工学、情報の各領域で活躍しうる職業人を養成する。もって、地域社会と国際社会に貢献し、人類への奉仕に寄与する」を教育の理念とし、「時代の要請に基づき、深く専門の学術とその応用を教育研究し、深い教養と豊かな人間性を備えた健全な有為の人材を育成し、もって国際社会の発展と学術・文化の向上に貢献すること」を目的に掲げ、教育研究を行っている。

(2) 教育研究上の理念・目的

これまで我が国では、医療機関の経営は主に医師が行ってきた。しかし、医療技術の高度化・多様化が進展する中で、それに対応しながら、なおかつ医療機関の経営を行うことは非常に困難になってきている。

また、社会情勢の観点からも、継続して高騰する医療費の問題と、その一方での医療費の抑制の問題、それらに加え、医療従事者の不足や医療に対する不信感の増大など、一部に『医療崩壊』とも言われるほど、医療機関の経営環境は複雑かつ厳しいものになっている。

このような環境の中で、「世のため、人のため、地域のために『理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成』を行いたい」という本学園の建学の精神に基づき、豊かな人間性を有しながら、保健・医療・福祉の各サービスの内容を理解し、情報科学的手法等を加味した近代経営手法を修得し、医師と協働して医療機関を管理運営する「医療経営専門家」、国や地方自治体などの行政機関において、地域の医療システムを構築し運営する専門家、医薬品・医療用機器・器材メーカーなどにおいて医療を理解し、経営学、経済学、法学などの幅広い知識を有した専門家を養成することを目的とした「医療経営学部医療経営学科」を設置する。

なお、本学部は既設の「医療福祉学部医療経営学科」を発展的に改組し、多様化する社会ニーズに応えるべく、それぞれ希望する進路に応じたコースを整備したうえで、学部に昇格するものである。

また、学部昇格にあたり、これまでの東広島キャンパスから広島キャンパスへと設置地を変更する。広島キャンパスはJR広島駅から徒歩10分圏内に位置し、遠方に住む学生にとっても交通至便な立地にあり、学問的に希少性のある医療経営学を学びたい学生にとっての利便性を向上させる。

(3) 設置する学部・学科の構成

1 学部 1 学科（医療経営学部医療経営学科）とし、学生の希望する進路によって4つのコース（後述）を配置し、系統的な教育を展開する。定員は下表のとおりであり、広島キャンパス（広島市中区鞆町）に設置する。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
医療経営学部	医療経営学科	120人	480人

※編入学定員の設定はなし。

(4) 人材養成の目標

高い倫理観を持ち、効率的で質の高い医療サービスを提供するシステムを構築・維持し、医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学等に関し、現場に立脚した幅広い実践的な教育および研究を行い、医療現場で即戦力となって地域住民の幸福に貢献する専門職業人を養成する。

具体的には、医療機関において医師をはじめ医療関連専門職と協働し、医療機関の経営管理を担う人材および医療サービスの提供体制、医療機関の経営管理関連分野の研究者を目指す人材を養成する「病院管理コース」、医師の事務作業等の負担を軽減し、医師が診療に集中できるよう診療支援を行い、医療データの分析およびフィードバックにより医療の質の向上に寄与する人材を養成する「医療秘書コース」、保健・医療・福祉に関する政策立案や地域医療を推進し社会貢献を図る人材の養成を行う「医療政策・行政コース」、医薬品・医療用機器・器材メーカー等の医療関連企業で健全な経営を行う人材の養成を行う「医療関連産業コース」の4コースを配置し、現在の多様化するニーズに即した人材の養成を行う。

(5) 学生確保の見通し

現在設置している医療福祉学部医療経営学科においては、東広島キャンパスという立地に恵まれない場所に設置しているものの、高い就職率や学問内容の希少性などを背景に入学定員を充足していた。平成21年度は定員を下回ったものの、質の高い学生が多数入学しており、レベルの高い教育が実施できている。

また、今般の学部への昇格を契機として、JR広島駅から徒歩10分圏内の交通至便な広島キャンパスへと移転することとしており、これまで通学することが困難であった広島県福山市、三原市、山口県岩国市などからの志願者の増加も見込めるため、入学定員120人は十分に満たせるものと予測する。

<医療福祉学部医療経営学科の過去5ヵ年の入試状況>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入学定員	100人	100人	100人	100人	100人
入学者数	110人	134人	118人	107人	74人
入学定員充足率	110%	134%	118%	107%	74%

(6) 就職の見通し及び卒業後の進路

既設の医療福祉学部医療経営学科の卒業生は、病院、福祉施設、医療関連企業、一般企業などで活躍している。

平成22年3月卒業生に対する医療福祉学部医療経営学科対象の求人件数は病院事務職に限っても152件となっており、昨今の厳しい就職事情にもかかわらず、定員を上回り堅調に推移している。

また、医療福祉学部医療経営学科の卒業生は既に数多くの病院、企業等で活躍しており、社会的に高い評価を得ている。これを裏付けるように、過去5ヵ年の就職率、求人件数（病院事務職のみ）を見ても下表のとおり不況といわれる世情にもかかわらず定員を上回る求人件数を維持しており、学部昇格した後も卒業後の人材ニーズは十分にあるといえる。

<医療福祉学部医療経営学科への就職率および求人件数（病院事務職のみ）の推移>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就職率	97%	100%	100%	98%	87%
求人件数	152件	205件	215件	191件	152件

2. 学部、学科等の特色

本大学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、同答申の「幅広い職業人養成」ならびに「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」に重点を置いている。

本学部は、医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学等に関する基礎理論を学ばせるとともに、実践的応用力を身につけた真の専門職業人を養成することを特色とする。

(1) 学生の希望する進路に応じたコース配置

本学部では、学生の希望する進路に応じて、3年次から4つのコース分けを行う。

①病院管理コース

『診療情報管理士』の資格取得を目指し、病院および福祉施設等において医師をはじめ医療関連専門職と協働し、経営管理を担う人材および医療サービスの提供体制、医療機関の経営管理関連分野の研究者を目指す人材を養成する。

②医療秘書コース

『医療事務管理士』の資格取得を目指し、医師の事務作業等の負担を軽減し、医師が診療に集中できるよう診療支援を行い、医療データの分析およびフィードバックにより医療の質の向上に寄与する人材を養成する。

③医療政策・行政コース

保健・医療・福祉に関する政策立案や地域医療を推進することで地域貢献・社会貢献を図る人材の養成を行う。

④医療関連産業コース

医薬品・医療用機器・器材メーカー等の医療関連企業で健全な経営を行う人材の養成を行う。

これら4つのコースを配置し、学生の学習ニーズに合わせて、きめ細かな教育を行う。

(2) 全学年を通じた少人数教育による直接指導

1年次の「専門基礎演習Ⅰ」、2年次の「専門基礎演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、4年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」をいずれも必修科目とし、全学年を通じた少人数教育を実践する。各学年の履修指導も全体のガイダンスだけではなく、演習などの指導教員が学生の学習状況を勘案し、学生個人への適切なアドバイスを適宜行うとともに、学生が自らの学習歴や将来目標に合致した授業科目を選択できるよう、学部全体で履修指導を徹底する。加えて、グループワークなどを取り入れることで、主体的な授業への参加を促す。

(3) 医療経営に関する基礎教育の徹底

本学部では、医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学分野について教育を行う。それらの知識を実践で使えるようにするためには、基礎教育を徹底的に行うことが重要である。専門教育科目を学ばせる前段階として、専門基礎科目（「チュートリアル」「医療制度論」「病院管理学Ⅰ」「医療経営概論」「医学・医療概論」「医療法・医師法」「医学用語概論」「経営学総論」「経営組織論」「会計学」「社会保障論」「メディカル・イングリッシュⅠ」「メディカル・イングリッシュⅡ」「救急処置演習」）を設定し、その全てを必修科目としている。この科目群を学ばせることで、上位年次で学習する内容の理解がさらに進むようにカリキュラムの工夫を行っている。

3. 学部、学科等の名称及び学位の名称

(1) 学部・学科の名称及び学位の名称

本学部は、現場で即戦力となる人材養成に力を入れ、病院組織などの医療機関の経営に携わる人材を養成することから、学部・学科の名称を「医療経営学部 医療経営学科」、学位の名称を「学士（医療経営学）」とする。

(2) 学部・学科及び学位の英訳名称

国際的な通用性があり、一般に広く認知されている英訳名称とする。

学 部	学 科	学 位
Faculty of Health Services Management (医療経営学部)	Department of Health Services Management (医療経営学科)	Bachelor of Health Services Management [学士(医療経営学)]

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本学部では、設置の趣旨に沿って、幅広い教養教育及び導入教育により、医療経営学に関する基礎知識の修得を徹底して行い、そのうえで高度な専門教育を実施することで、「医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学等に関し現場に立脚した実践的な知識を身につけた即戦力となり得る専門職業人」を養成する。

本大学では、セメスター制により授業を開講し、半年ごとに履修登録を実施して、学生個々の選択の柔軟性と多様性を担保している。このような学習環境において、本学部では基礎理論を確実に修得するための適切な導入教育と基礎教育を施し、3年次からは「病院管理コース」「医療秘書コース」「医療政策・行政コース」「医療関連産業コース」の4コースを配置し、いずれかを選択させ、それぞれの専門領域に重点を置き系統的に教育を行う。

本学部の教育課程は、「共通教育科目」と「専門教育科目」で構成する。

共通教育科目では、広く一般教養について教育を行い、中でも「日本語表現法」「法学」「経済学」「統計学」「情報処理Ⅰa」「情報処理Ⅰb」「情報処理Ⅱ」「情報処理Ⅲ」「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」「英語Ⅱa」「英語Ⅱb」「スポーツⅠ」「基礎ゼミナール」「キャリア開発演習Ⅰ」を必修科目として開講する。

専門教育科目は、「専門基礎科目」「医療・医学」「医療経営・経済」「医療情報システム」「演習・実習」の科目群で構成している。

医療経営学を学ぶにあたっての基礎になる「専門基礎科目」は、1年次及び2年次に配当し、医療経営学の入門科目として全て必修科目としている。これら科目には教育経験豊富な教員を配置し、導入教育と基礎理論の修得を図る。

「医療・医学」では、主に2・3年次に配当する科目を置き、人体構造機能学から臨床医学、疾病分類学などの医学科目から、診療情報管理や診療報酬制度、医療事務などの医療を取り巻く科目を配置している。中でも、「人体構造機能学Ⅰ」「臨床医学Ⅰ」「臨床医学Ⅱ」は必修科目としている。

「医療経営・経済」では、2・3年次に配当する科目を中心に配置しており、本学部の中核をなす科目群である。「病院管理コース」「医療秘書コース」「医療政策・行政コース」「医療関連産業コース」の中心となる科目を配置し、医療経営学を学ぶにあたって必要となる財務、経営、法律などの科目をバランスよく配置する。

「医療情報システム」では、今日の病院経営では欠かすことができない医療情報学、情報システム学などの科目を配置している。

「演習・実習」では、少人数教育による学生指導を4年間通じて実施し、すべての授業科目は専任教員が担当する。具体的には、1年次後期に「専門基礎演習Ⅰ」、2年次前期に「専門基礎演習Ⅱ」を配置する。これは、専任教員を『医療経営経済制度系』と『医学・医療情報・診療録管理系』に分け、学生が2つの系からそれぞれ1人の教員を選び演習を行うというものである。

る。学生の学習状況を勘案しながら、医療経営学の基礎の修得とコース選択の準備を行う。3年次前期に「専門演習Ⅰ」、後期に「専門演習Ⅱ」を配置し、2年次までに学んだ専門領域の学習を基盤とし、特定の専門分野における科学的思考を深めることを目的として、少人数グループが興味のあるテーマを選択し、調査・研究を行う。4年次は、前期に「卒業研究Ⅰ」、後期に「卒業研究Ⅱ」を配置し、学生がそれぞれの指導教員の下で研究課題を選択し、それまでに修得した理論および専門知識を活かし研究論文を完成する。

(2) 教育課程の特色及び履修順序の考え方

① 共通教育科目

共通教育科目は、教養科目、基礎教育科目に分けて行う。

教養科目はさらに国際と学際に分け、国際では国際社会の理解を、学際では、人間と思想・文化、人間と現代社会、人間と科学・技術の3つに分け、それぞれについての教養を深めさせる。

基礎教育科目は共通基礎、情報処理、外国語、保健体育、特講に分け、共通基礎はさらに人文科学、社会科学、自然科学に分け、「日本語表現法」「法学」「経済学」「統計学」を必修科目とする。

情報処理は8科目を配置し、そのうち「情報処理Ⅰa」「情報処理Ⅰb」「情報処理Ⅱ」「情報処理Ⅲ」の4科目を必修科目とする。

外国語は、英語科目を中心としてドイツ語、中国語、韓国語を配置する。中でも、基本的な外国語スキルを身に付けるため、「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」「英語Ⅱa」「英語Ⅱb」を必修科目とする。

保健体育では、「スポーツⅠ」で基礎理論を学び、「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」で実技を修得する。「スポーツⅠ」を必修科目とする。

特講では、大学における学習に慣れさせるために、1年次前期に「基礎ゼミナール」を配当し、主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自発的に学び自立して進路を開拓・決定していくための意識を身につけることを目的として「キャリア開発演習Ⅰ」「キャリア開発演習Ⅱ」「キャリア開発演習Ⅲ」を配置している。また、高度な外国語能力を涵養するために、英語による授業を行う「Global Communication」を配置する。

② 専門基礎科目

1年次及び2年次に配当し、医療経営学の入門科目として全て必修科目としている。これら科目には教育経験豊富な教員を配置し、導入教育と基礎理論の修得を図る。

1年次に「チュートリアル」を配置し、保健・医療・福祉の専門職として必要な問題解決法の学習態度を養うとともに、入門的演習を行うことにより学生自身に問題意識を芽生えさせる。その他に、「医療制度論」「医療経営概論」「医学・医療概論」「経営学総論」「会計学」などの、上位年次で学習する内容の理解を深めさせるための基礎科目を配置する。全科目を必修科目とする。

③医療・医学

本学部の中心的な資格である診療情報管理士の受験資格取得のための科目「人体構造機能学Ⅰ」「人体構造機能学Ⅱ」「臨床医学Ⅰ」「臨床医学Ⅱ」「公衆衛生学」「疾病分類学Ⅰ」「疾病分類学Ⅱ」「疾病分類学演習」「診療情報管理演習」を配置している。それにとどまらず、さらに学習範囲を広げ、「薬学概論」「医学・医療史」「診療報酬制度論」「診療報酬請求演習Ⅰ」「診療報酬請求演習Ⅱ」などを配置する。

④医療経営・経済

本学部の核となる科目を配置しており、医療経営学の多様な学びを反映した学問分野の科目を配置している。

財務系科目として、「簿記論」「簿記演習」「財務管理論」「財政学」、経営系科目として「マーケティング」「経営戦略論」「人的資源管理論」「経営工学」、医療経済系として「医療経済学Ⅰ」「医療経済学Ⅱ」「医療経済分析論」、法律系科目として「医事法」「医療関連法規」「民法」、その他、病院管理学や病院組織論などの病院関係の科目をはじめ、「医薬品・医療機器流通論」や「国際保健制度論」などの科目を設定し、多様化する学生の学習ニーズに応えられるように配慮している。

⑤医療情報システム

医療機関の経営に必須となっている情報処理関係の科目を配置する。

「医療情報学Ⅰ」では、最適な情報処理技術に基づき、医療情報を安全かつ有効に活用・提供するために、ハードウェア、ソフトウェア、コンピュータネットワーク、情報セキュリティなどの情報処理の基礎を学ばせる。

「医療経営データベース演習」では、教育・研究用に開発された電子カルテシステムや学内の電子カルテを利用して演習を行うことで、実際に電子カルテを使いこなす能力を身につけさせる。

⑥演習・実習

医療経営の学問領域で学習・研究する課題に対して、学生が主体的に取り組むことができる能力を養成するため、少人数のグループが担当教員の指導の下に、討論し医療経営の本質について理解を深めるための科目を配置する。1年次に「専門基礎演習Ⅰ」、2年次に「専門基礎演習Ⅱ」、3年次に「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、4年次に「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」をいずれも必修科目で配置している。

【別紙資料1】「広島国際大学医療経営学部の教育体系図」参照

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

医療経営学という幅広い教育研究を行うために、専任教員18人（うち教授8人）を配置し、十分な教育研究体制を整備する。

教員組織は、主にこれまで医療福祉学部医療経営学科での豊富な教育研究経験をもつ教員で構成している。

なお、本学部の専門教育科目の教育課程は、「専門基礎科目」の14科目、「医療・医学」の18科目、「医療経営・経済」の34科目、「医療情報システム」の13科目、「演習・実習」の10科目で構成され、全授業科目数は89科目であり、そのうち75科目を専任教員で担当することとしているため、密度の濃い教育指導が行える体制を整備している。

中でも、本学部における中核的な科目である専門教育科目の必修科目においては、「メディカル・イングリッシュⅠ」「メディカル・イングリッシュⅡ」を除く24科目のうち23科目を専任教員で担当する。専任教員が担当しない「病院管理学Ⅱ」は、現在、病院の運営実務に携わっている経営管理者からケーススタディを示し運営に係る問題点等を解決する方法を学ぶこととしているため、今現在病院において実際に管理運営に携わっている実務家が講義を担当することとしている。

(2) 専任教員の年齢構成

本学部の専任教員18人の就任時の年齢構成は、「25歳以上30歳未満」が2人、「30歳以上40歳未満」が3人、「40歳以上50歳未満」が6人、「50歳以上60歳未満」が6人、「65歳以上67歳未満」が1人となっている。高い教育研究実績を持つ専任教員と豊富な社会経験を有する専任教員を配することで、教育研究を機能的かつ補完的に推進できる組織とする。こうしたバランスのよい教員組織の編成は、次世代の教員グループを時系列的に養成する観点からも有用であると考えられる。

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う場合には、満70歳を超えない者を特任教員として採用することができることと定めている。なお、人事計画上の必要性があれば、満70歳を超えても学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは採用することができる。本学部の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

【別紙資料2】「広島国際大学就業規則」参照

【別紙資料3】「任用規定」参照

【別紙資料4】「特任教員規定」参照

(3) 研究体制

本学部は18人の専任教員を配置し、医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学等学際的分野について、十分な研究を行うことができる体制を整えている。

医療福祉連携、包括ケアのシステム構築および地理情報システムによる解析手法の開発や病院の経営管理のシステム化、医療福祉に関するマーケティング、電子クリニカルパス、病院における人事・労務管理、診療情報と法的諸問題、地域医療システムの開発、分析、設計などを行っている医療経営・管理の研究を行っている専任教員を5人配置する。

医療経営分野では病院等のシステム化が重要な問題であり、情報学に関する専任教員を5人配置している。

そのほか、医学関係科目を教授するために医師である専任教員3人、医療経済学、ミクロ計量経済学などの研究を行っている専任教員2人、法学や会計学、経営学を研究している専任教員3人を配置している。

本学部の多様な学びを象徴するように、様々な分野の専門家が集まり研究を行っている。なお、本大学の既設学部（保健医療学部、医療福祉学部、看護学部、心理科学部、工学部、薬学部）と緊密な連携を図ることで、より研究体制の充実を図っていく。

(4) 2以上の校地における教育体制

本学部は、基本的に広島キャンパスで教育を行うが、週に1日、東広島キャンパスにおいて、一部の共通教育科目を実施することとしている。これを受けて、「広島キャンパスー東広島キャンパス」間で、校地間シャトルバスを運行することとしており、学生の教育に支障が生じないように配慮する。今後は、他学部との連携促進のために、「呉キャンパスー広島キャンパス」間の校地間シャトルバスの運行も検討していく。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学部は、医療分野の経営学、経済学、法律学、情報学および医学等の幅広い学習を必要とするため、学生の勉学意欲を最大限に引き出す教育体制と教育方法を提供することを目指す。

いずれのコースも基礎的な言語の運用能力や情報処理能力を養いながら、専門教育との有機的関連性を持った共通教育科目との履修に併せ、医療経営学のベースとなる授業科目の重点的な学習とともに、希望する進路に応じて科目選択ができるよう教育課程を整備する。加えて、演習科目による少人数教育を実施する。

卒業研究着手要件として、共通教育科目では、必修科目11単位以上および各系で必要な選択科目を含め、30単位以上修得、専門教育科目では、必修科目28単位以上、選択必修科目26単位以上および選択科目16単位以上修得しなければ、4年次配当の「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の科目を受講することができない制限を設け、卒業生の質の保証を図る。

(2) 履修指導方法

学生の履修指導を効果的に実施するため、セメスター制により展開する。したがって、履修指導、履修登録等も半年ごとに実施し、学生個々の選択の柔軟性と多様性を担保する。この際、履修方法等を記載した学生便覧やシラバス等を配付し、併せて講義科目の履修方法、演習の実施要領、他学部・他学科の開講科目等について説明する。

専任教員はスチューデントアワーを設定し、通年にわたるきめ細かい指導を行うとともに、学生が個別に相談を受けられるよう、専任教員全員が履修指導にあたる。授業目的や授業の進め方、成績評価等の情報については、シラバスに詳しく記載することを担当教員に義務付けるとともに、学生が自らの学習歴や将来目標に合致した授業科目を正しく選択できるよう、学部全体で履修指導を徹底する。加えて、グループワークなどを取り入れることで、主体的な授業への参加を促す。

本学部では、学生の関心や卒業後の進路等を勘案した履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスを通じて学生に提示することとする。これにより、学生は自らの志向にあわせて系統的に履修計画を進めることができ、関連領域の授業科目も効率的に修得することが可能となる。

なお、いずれの履修モデルについても、履修指導に際し、学生個々の資質や希望に応じて柔軟に対応する。

【別紙資料5】「希望する進路に応じた履修モデル」参照

＜履修モデル＞

①病院管理コース

「診療情報管理士」の資格取得を目指している。

医療機関において医師をはじめ医療関連専門職と協働し、医療機関の経営管理を担う人材を養成する。卒業後の進路は、病院経営者、病院や福祉施設等の経営部門、医療経営コンサルタント、大学院進学などである。

②医療秘書コース

「医療事務管理士」の資格取得を目指している。

医師の事務作業等の負担を軽減し、医師が診療に集中できるよう診療支援を行い、医療データの分析およびフィードバックにより医療の質の向上に寄与する人材を養成する。卒業後の進路は、病院や福祉施設等の医療事務担当者、医療秘書などである。

③医療政策・行政コース

保健・医療・福祉に関する政策立案や地域医療を推進することで社会貢献を図る人材の養成を行う。卒業後の進路は、国や地方公共団体の医療政策部門などである。

④医療関連産業コース

医薬品・医療用機器・器材メーカー等の医療関連企業で健全な経営を行う人材および医療サービスの提供体制、医療機関の経営管理関連分野の研究者を目指す人材の養成を行う。卒業後の進路は、医薬品・医療用機器・器材メーカーや販売企業、医療・福祉関連サービス業などである。

(3) 卒業要件及び履修方法

①卒業要件

本学部に4年以上在学し、所定の授業科目について、共通教育科目30単位以上、専門教育科目94単位以上の合計124単位以上を修得すること。

②履修方法

履修方法は、次のとおりとする。

a. 共通教育科目

- ・必修科目19単位（共通基礎8単位、情報処理4単位、外国語4単位、保健体育1単位、特講2単位）を修得する。
- ・選択科目11単位（教養科目（国際社会の理解）2単位、教養科目（人間と思想・文化、人間と現代社会、人間と科学・技術）4単位、保健体育1単位のほか、選択科目から4単位以上）を修得する。

b. 専門教育科目

- ・必修科目45単位（専門基礎科目24単位、専門科目21単位）を

修得する。

- ・選択科目のうち、「人体構造機能学Ⅱ」「臨床病理学概論」「臨床医学Ⅲ」「臨床医学Ⅳ」「公衆衛生学」「薬学概論」「医学・医療史」「疾病分類学Ⅰ」「疾病分類学Ⅱ」「医療事務概論」「マーケティング」「財務管理論」「経営戦略論」「人的資源管理論」「経営工学」「介護保険制度論」「医療経済学Ⅰ」「医療経済学Ⅱ」「医療経済分析論」「財政学」「医事法」「医療関連法規」「民法」「病院管理演習Ⅰ」「患者・家族受療行動論」「病院組織論」「病院会計論」「医療倫理・医療安全論」「病院経営分析論」「医薬品・医療機器流通論」「医療施設建築論」「医療経営史」「医療機能評価論」「病院システム論」「地域医療システム論」「国際保健制度論」「医療統計学」「診療情報管理論」「情報システム学Ⅰ」「病院情報システム論」「医療経営データベース演習」「病院経営情報処理演習」「医療施設管理実習」から36単位以上を修得する。
 - ・上記のほか、選択科目13単位以上を修得する。
- c. 上記の合計124単位以上を修得する。

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本大学は、3キャンパスを有しており、広島県東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」、広島市に「広島キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 332,537.09 m²、呉キャンパス 84,419.25 m²、広島キャンパス 2,192.80 m²であり、本大学全体では 419,149.14 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場および体育施設について、東広島キャンパスには、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場1面、ラグビー場1面、テニスコート4面、体育館、第1練習場（柔道場）、第2練習場（剣道場）、弓道場を整備している。呉キャンパスには、総合グラウンド（サッカー場、野球場）、テニスコート3面、フットサルコート1面、体育館（1階はアリーナ、2階は第1練習場〔トレーニングルーム〕、第2練習場〔剣道場、卓球場〕）、第3練習場（柔道場）、第4練習場（空手道場）を整備している。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 51,856.90 m²、呉キャンパス 56,721.93 m²、広島キャンパス 1,248.44 m²であり、本大学全体では 109,827.27 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

本学部の教育研究を行う広島キャンパスでは、教育研究の環境を整備すべく改造工事を行う。平成23年1月に竣工、2月に機器搬入および移転、4月からの使用を予定している。

本学部専用の施設として、講義室、情報処理演習室、ゼミ室、専任教員の研究室、資料室、印刷室を設ける。

運動場、体育館は設置していないが、スポーツ実技等は東広島キャンパスにおいて実施することにしており、学生の移動についてはシャトル便等を運行することにより対応するため、教育に支障はきたさない。

学長は東広島キャンパスに常勤しているため、広島キャンパスについては学部事務室内に机等を配置することにより対応する。自習室、控室等の学生が集える部屋としてコミュニティールームを設ける。また、この部屋での飲食を可能とし、食堂の代替とする。

病院管理演習室では、診療情報管理士、医療情報技師、医療事務等の養成のために、実際の病院で行われている診療録管理、物品管理等の演習や、近年電子カルテシステムを導入している病院が増加しているのに伴い、電子カルテシステムを使用した、「医療情報の利用」、「医療情報システムの運用・管理」、「マスターの管理」等の演習も行う。当該演習室には、病院内における業務の模擬体験ができるよう実際の病院と同等の設備を整えている。室内には、医事システムを用いた医事会計の実習を行う「医事」、診療情報管理システムを用いた診療情報管理の実習を行う「診療情報管理」、医師がどのように電子カルテを利用しているか模擬診察を行うことで、学習、体験する

ことができる「診察室」、ベッド等を実際に配置することにより、理想の病室を考察することができる「病室」を設けている。また、今後の医療システムや理想の病院について議論できるよう「ミーティングコーナー」を設けている。

なお、情報処理演習室は3室（収容可能人数99人）整備しており、そこにパーソナルコンピュータを収容可能人数分設置し、併せてプリンタを全室に配備している。加えて、パーソナルコンピュータとAV機器を融合してマルチメディア教育が行えるPCLLを整備し、書画カメラ、DVDプレーヤー一体型ビデオ、MDレコーダ等を配備している。

これらの施設を利用し、医療・福祉機関における財務、労務、レセプトなどの情報を分析・評価・活用し、医師をはじめとする医療チームのスタッフが能力を最大限に発揮できる人的資源のマネジメントや、効率的な施設の運営管理の技術を、情報科学的手法を用いて行い、より高い教育効果が得られるように配慮している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備

本学部は、医療福祉学部医療経営学科を基礎としている。そのため、本分野に関する図書の整備は既に行われている。

本学部は、Hospital development、Hospital medicine、Joint Commission perspectives、The Joint Commission journal on quality improvement. など、医療経営に関連する主要な外国雑誌のほか、MMP：medical management partner、Phase 3 = フェイズ3、日経ヘルスケア21、病院、日本病院会雑誌、病院管理、病院経営新事情、全国自治体病院協議会雑誌、診療情報管理、といった国内学会誌を中心に、研究や学習に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、医学関連図書は33,816冊、経済学関連図書は5,023冊所蔵しており、うち病院経営分野に特化した関連書籍は1,467冊有している。

② 施設の整備

広島キャンパスの図書館は延べ面積142.18㎡で、閲覧座席数14席、AV視聴覚機器2台、検索端末機2台を据える予定である。また、図書館に隣接する情報処理演習室を、授業で使用しないときに閲覧室として開放することにより、閲覧座席数を24席確保することができる。

2つの図書館をもつ東広島キャンパスにおいては、2図書館の延べ面積1,658.81㎡で、閲覧座席数347席、AV視聴覚機器11台、検索端末機26台、情報コンセントはノート型パソコンの普及に合わせて8台分を設置している。また、貸出用最新型ノート型パソコン10台を配備している。

その他、図書購入の電子化や図書の貸出・返却には図書自動貸出返却装

置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるようになっており、充実した教育・研究が実施できる機能となっている。

また、電子ジャーナル、データベースを契約し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス・広島キャンパス）からのアクセスを可能としている。

（４）他の大学図書館等との協力体制

本大学は、広島キャンパス、東広島キャンパスの２館、呉キャンパスの４図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

本大学図書館では、国立情報学研究所の指導の下、ILLシステム（NACSIS-ILL）を通して他機関の図書館との相互協力を行い、全国の大学図書館、国立国会図書館、各研究機関等との相互利用を可能としている。また、図書総合目録（NACSIS-CAT）についても、書誌作成、所蔵登録を行い、データベース構築に協力している。

他機関からの平成18年度における相互利用取扱い受付件数が200件余りであったが、平成21年度における相互利用取扱い受付件数は約990件であり、5倍近くの伸びを示している。その内容は、国立情報学研究所が執り行っている文献複写・現物貸借料金を相殺する相殺制度に平成20年度から加盟したこともさることながら、複写料金を安価に設定し、料金も郵便振替での後納支払いを認めるなど、迅速な資料提供を行っている。所蔵調査についても、電話・FAX・電子メールでの受け付けを可能とし、迅速な対応ができる環境を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像

少子化等による「大学全入時代」を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

本学部においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。医療と地域・社会との関わりに興味があり探究心のある者、様々な視点から社会を考え、検討し、表現しようとする者を受け入れていく。

(2) 入学者選抜の実施計画

本学部の入学者選抜の実施計画は次のとおり。

①入学者選抜の趣旨

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。

- 1) 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採り入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
 - ・アドミッション・オフィス入試
 - ・推薦入学選考
 - ・一般入学試験
 - ・社会人入学選考
 - ・外国人留学生入学選考
 - ・帰国生徒入学選考
- 2) 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
- 3) 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

②入学者選抜の方法

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

なお、本法人が設置している高等学校およびその他の高等学校からの入学定員枠は、設定していない。

1) アドミッション・オフィス入試

出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、ディスカッションや課題、レポート作成等から人物的な特性を多面的に評価し総合的に合格判定を行う。

2) 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の30%に相当する入学者を選抜する。

3) 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と既設学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

4) 社会人入学選考

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

出願資格は、入学時に3年以上の社会人としての経験(※)を有する満21歳以上の者のうち、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- a. 高等学校(在外認定を含む)または中等教育学校を卒業した者。
- b. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- c. 学校教育法施行規則第150条第1号から第6号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および入学選抜年度3月31日までにこれに該当する見込みの者、韓国高等学校または朝鮮高級学校を修了した者および当該入学選抜年度に修了見込みの者。
- d. 上記以外の者で、学校教育法施行規則第150条第7号の規定により、本大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。

※「社会人としての経験」は、正社員または正社員に準じて働いた期間(家事専業の期間を除く)。なお、正社員に準じて働いた期間には、「嘱託職」「アルバイト」「家業に就いていた期間」を含む。ただし、予備校や専門学校などに通いながらの期間は除く。

5) 外国人留学生入学選考

外国人留学生に対しては、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

6) 帰国生徒入学選考

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

(3) 学生確保の見通し

従来、医療機関の経営・運営については主に医師が行ってきたが、医療技術の高度化および多様化する医療ニーズに対応するため、医師のみでは医療機関の運営管理を円滑に行うことが困難となってきた。また、近年、急速に進展している高齢化に伴う問題、チーム医療の必要性、医療技術者の不足といった医療を取り巻く環境も大きく変化している。このような背景から、医療機関を維持・運営管理する経営の専門家が必要な時代が訪れつつあり、医療現場の実態を理解し、医療関連専門職と協働しながら管理運営を行う専門職の需要は今後ますます増加すると考える。

地域・社会および医療業界の求める新しい病院経営を支える専門家を養成することにより、医療機関に勤めたいと希望する者のうち、医療技術に興味を持つ理系選択者に合わせ、これまでは医療機関への就職を視野に入れていなかった文系選択者も志願することが予測され、学生確保の見通しは非常に明るいものと考えられる。

(4) 受験生確保の方策

本大学は、入学者の選抜方法に対する社会的な要望等を考慮して入学定員の30%枠内で推薦入学選考を実施してきたことをはじめ、受験機会の複数化を図ることなど安定した受験生確保のための方策をとっている。

本学部についても、既設学部・学科との学内併願受験など、近接する領域に複数の学部・学科を併設しているというスケールメリットを最大限に活かす方策を練るとともに、本学部にも最も相応しい選抜方法についてさらに検討を重ねることによって、受験生確保の見通しは十分に成り立つものである。

9. 資格取得について

本学部において、「所定の授業科目を修得することで受験資格を取得できる資格」ならびに「目標とする資格」は、下表のとおりである。

所定の授業科目を修得することで受験資格を取得できる資格	・ 診療情報管理士（民間資格）
目標とする資格 （授業科目を通して取得を支援する資格）	・ 医療情報技師（民間資格） ・ 医療事務管理士（民間資格）

10. 企業実習や海外語学研修など学外実習の具体的計画

3年次配当の授業科目として「医療施設管理実習（選択科目・2単位）」を開講する。実習の具体的計画は、下表のとおりである。

【授業科目名】医療施設管理実習

授業概要、目的、到達目標	医療施設（主に病院等）の社会的必要性とその特殊性を理解し、将来、医療および医療関連サービスの施設担当者になるために必要な組織運営と人間関係、業務内容の把握・分析、運営管理の具体的手法、施設の抱える諸問題などを実習から学ばせることが狙いである。
評価方法(基準)	出席状況、実習態度、実習記録ノート、レポート、実習施設担当者の意見、成果発表などを総合的に判断して評価する。
実習先(予定)	県立広島病院、広島赤十字・原爆病院、広島鉄道病院、呉中国労災病院、国家公務員共済組合連合会呉共済病院など
実習スケジュール(予定)	<p>【実習1日目】 事務部長講話、病院概要説明、病院施設全体見学</p> <p>【実習2～4日目】事務管理部門1 庶務・職員課、財務・会計課、施設・整備課</p> <p>【実習5～6日目】事務管理部門2 用度課、中央材料・滅菌部門</p> <p>【実習7～8日目】医事部門・検査部門 医事課（外来、入院）、医療社会事業、検査部門、放射線部</p> <p>【実習9～10日目】診療管理、薬剤部門、栄養部門 院長講話、診療管理、薬剤部門、栄養部門</p> <p>【実習11～12日目】診療録管理 診療情報管理室</p> <p>【実習13～14日目】看護部門 看護部長講話、看護部門（外来）、看護部門（病棟）</p>

1 1. 2つ以上の校地において教育を行う場合

(1) 校地の配置

本大学は、保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部を置く「東広島キャンパス」(広島県東広島市)、工学部、看護学部、薬学部を置く「呉キャンパス」(広島県呉市)、JR広島駅周辺に「広島キャンパス」を置き、それぞれ教育・研究を行っている。

本学部は、広島キャンパスを拠点として教育研究を行う。

(2) 教員の配置

本学部に所属する教員は、すべて広島キャンパスに配置する。

本大学が設置する3キャンパスでの教育については、現在、6学部のスケールメリットを生かし、主に共通教育科目を中心に教員が2以上の校地において教育を行っている。現在、「東広島キャンパスー呉キャンパス」の校地間移動については、公共交通機関以外に公用車(学内定期便)を運行し、教職員の校地間移動の手段として環境整備を図っている。「広島キャンパス」については、これまで学部としての教育を行っていないことから、教職員は主に公共交通機関を利用し移動しているが、広島市内の交通至便な場所にあることから、特に支障は生じていない。また、重量物運搬時や緊急時においては、公用車等を利用した移動も可能としていた。

今般、本学部は「広島キャンパス」で教育研究を行うことを踏まえ、今後、教職員の移動の増加が予想されることから、「東広島キャンパスー広島キャンパス」の校地間移動は、公用車(学内定期便)を運行することとしている。また、「広島キャンパス」の学生が週に一回、「東広島キャンパス」において教育を受ける計画であることから、「広島キャンパスー東広島キャンパス」間での移動については学生の講義開始時間に合わせた校地間シャトルバスを運行することとしている。「呉キャンパスー広島キャンパス」間の公用車(学内定期便)も今後検討していく。

(3) 教育・研究体制及び施設・設備

学生にとって、教育・研究の場所がワンストップで行える環境にあることは、学生サービス面で有効であるのはもちろんのこと、移動における時間効率や安全面、利便性、その他精神・身体的負担においても効果的であると考えている。そのため本大学では、学生は実習等を除きなるべくキャンパス間を移動することのないよう教育面における体制を整備するとともに、環境面でも各キャンパスにおいて十分な施設・設備を配している。講義室・演習室・実験室等の教育施設をはじめ、図書館(室)、学生談話室等は、学生数や学部等の規模や状況に応じた環境を各キャンパスに配備している。

本学部の設置を計画している「広島キャンパス」については、JR広島駅から徒歩10分圏内にある都市型キャンパスであり、学生の教育効果を考え一部の共通教育科目を東広島キャンパスで実施することを計画している。こ

れにより、学生、教員ともに移動の必要が生じるが、キャンパス移動用の校地間シャトルバスを運行させ、教育研究に支障が生じないように配慮する。

事務体制については、キャンパス内に新たに「広島学務課」を設置し、本学部の学生への教務業務及び学生サービスの窓口及び教員の管理運営面の事務を行う。本事務室では、東広島キャンパスにある学生支援センターをはじめ図書館、情報センター等と連携し、本学部の学生への教育研究支援体制を整備する。

そのほか、「東広島キャンパス－呉キャンパス」間においては、テレビ会議システムを導入し、別地における問題点を解消するための環境整備も積極的に行っている。

12. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、6学部（保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学心理科学部教授会」「広島国際大学工学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」を設けている。

今般設置する「医療経営学部」については、新たに「広島国際大学医療経営学部教授会」を設置する。

各会議における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第7条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年12回（程度）開催している。

今般設置する医療経営学部の学部長については、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第2条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ①学長
- ②副学長
- ③学部長
- ④学生支援センター長
- ⑤呉学生支援センター長
- ⑥入試センター長
- ⑦学長室長
- ⑧図書館長
- ⑨キャリアセンター長
- ⑩国際交流センター長

〔協議事項（学部長会議規定第3条）〕

学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- ①学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関すること
- ②帰国子女学生、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ③年間行事予定に関すること
- ④授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること

- ⑤教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関する事
- ⑥学内規定の制定・改廃に関する事
- ⑦各学部間の連絡調整に関する事
- ⑧学長が諮問した事項に関する事
- ⑨その他管理運営上の重要な事項に関する事

〔審議事項（学部長会議規定第4条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ①学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ②教育組織の新設および改廃に関する事
- ③名誉教授の称号授与等に関する事
- ④教員の留学に関する事
- ⑤理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関する事
- ⑥その他学長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（学部長会議規定第5条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ①大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ②教授会および各委員会で協議または審議した事項に関する事

【別紙資料6】「広島国際大学学部長会議規定」参照

（3）教授会

「広島国際大学学則」第8条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年12回（程度）開催している。

今般設置する医療経営学部については、既設の「学部教授会」の運営等を踏襲し、新たに「医療経営学部教授会」を設置する。

〔構成（各学部教授会規定第2条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ①学部長
- ②学部教授
- ③学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各1名の准教授を加えることができる

〔協議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

- ①卒業の判定に関する事

- ②単位の認定および学業評価に関すること
- ③学生の留学に関すること
- ④学生の転学部・転学科に関すること
- ⑤学部内の教育・研究に関すること
- ⑥学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること
- ⑦授業時間割の編成に関すること
- ⑧授業担当者の決定に関すること
- ⑨学長または学部長が諮問した事項に関すること
- ⑩その他学部の重要な事項に関すること

〔審議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ①学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ②教育組織の新設および改廃に関すること
- ③学生の入学に関すること
- ④研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること
- ⑤大学の年間行事予定および授業計画その他の大学の教育方針に関すること
- ⑥名誉教授の称号授与等に関すること
- ⑦教員の留学に関すること
- ⑧その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

〔報告事項〕

学部長は、教授会に学部長会議および各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ①学部長会議で決定した学部に関すること
- ②教員の人事に関すること
- ③入学試験の判定基準および要綱に関すること
- ④学生の表彰および懲戒に関すること
- ⑤その他各委員会で審議した学部に関すること

【別紙資料7】「広島国際大学医療経営学部教授会規定(案)」参照

(4) 学部における教育・管理運営体制

①学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部にも所属する職員を指揮監督する長として、各学部にも配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聞き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

②管理運営体制の整備

今般設置する本学部においては、既設の学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学部を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費を計上する。

【別紙資料8】「広島国際大学学位規定(案)」参照

【別紙資料9】「広島国際大学教員選考基準」参照

(5) 事務体制

本学部は共通教育科目の一部を東広島キャンパスで受講することとしているがこの場合を除きほとんどの時間を広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・学生支援センター・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

既存の学部・学科については学部事務室が庶務及び関連部署との連絡調整等に関する業務を兼務で行っているが、広島キャンパスに設置する本学部においては、既存の学部事務室がないことから新たに「広島学務課」を設置し、この中に「医療経営学部事務室」を設置する。担当者は、当該学部長及び学科長の指示に従って、学部内における管理運営の庶務（予算執行・管理を含む）及び事務処理関係業務をはじめ、学部内における会議や関連部署との連絡調整等を行う。なお、各「学部教授会」に係る業務については、当該学部長が所属する「学部事務室」が対応する。

13. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学 自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。更に平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については財団法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしているとして認定された。

今後とも本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

(1) 実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長等30人で構成している。「学部等の教育・研究の理念と目的」「教育・研究上の組織」「学生の受け入れ」「教育課程」「研究活動」「地域との連携」等の点検・評価の対象項目を設定し、自己点検・評価に鋭意取り組んでいる。さらに、より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループに教育系、事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは、「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程での課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。

今後とも、本大学の教育・研究をさらに向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直していく計画である。

(2) 実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学では、保健・医療・福祉・環境を中心に、人間を対象とした学問領

域を包含した学部・学科、研究科・専攻を設置しており、そのために「人間と人間をとりまく社会や環境との調和のとれた共生」を目指し、現代社会が直面する諸課題への対応策の構築、快適で上質な社会環境の実現と提供、さらには、国際平和と福祉の向上に貢献することのできる人間性豊かな人材の養成を目標としている。

これらの目標を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、

- ①優れた感性、広い視野、高い倫理観と責任感を備えた人間性を培う。
- ②創造力・計画力・調和性を備えた実践力を涵養して、与えられた課題を解決できる力を養っていく。さらに、自ら疑問点を見つけ、あるいは課題を設定して、それを解き進める、いわゆる自発的な学習の能力、意欲を身につけさせる。
- ③国際舞台において、相互理解に必要となる多様な異文化や国際情勢に関する知識・実践的な語学能力・広い国際的視野を持って諸外国の人々と協働できる国際性を培う。

といった3点を主眼として教育を推進している。

具体的な取り組みとしては、

- それぞれの学生に自ら学習する習慣を身につけさせるために、設置する全学部・学科で専門教育科目として少人数教育による『チュートリアル』（1年次配当・必修科目・1単位）を開講している。『チュートリアル』は本大学開設時から実施しており、効果を上げている。
- 平成17年度から、『チュートリアル』に加え、導入教育として共通教育科目に『基礎ゼミナール』（1年次配当・必修科目・1単位）を開講し、さらに学習能力、意欲が身につくことを目指している。
- 平成16年度からは、「SSP（Student Society Partnership）プログラム」と称した、学生の研究活動の活性化、地域社会との連携を目指し、外部団体（企業、自治体など）との共同企画を実現させるための助成金制度を設け支援している。これは、講義を中心とした正課の授業と課外活動を通じて得られる知識・技能ならびに人間形成を基盤とし、探究心と行動力、チャレンジ精神の涵養を目的としたプログラムであり、学生が地域社会の人々とパートナーシップを結び社会的価値のある活動を推進している。
- 本大学における国際交流及び国際貢献にかかる諸活動の推進を目指し、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。主に、学生及び教職員の海外留学・研修の推進・国際交流事業の実施・外国語教育の充実と教育課程の整備・留学生の受け入れをはじめ日本語及び日本事情に関する教育、国際的な社会貢献のための支援活動等を行っている。
- 平成17年度から、入学予定者を対象に、入学する直前の3月に「入学前

研修」を実施している。多種多様な考え方を持って入学してくる入学予定者に対し、学習することの楽しさや意欲・関心・動機付け・心構え等学習に対する原点に回帰させるきっかけにするとともに、入学後からのスタートダッシュをより円滑にするためのプログラムとなっている。開始当初、社会環境科学部（平成 19 年 4 月から工学部に改組）において実施し、平成 19 年度入学生には一部を除く 11 学科、平成 20 年度入学生には 12 学科において、平成 21 年度には東広島キャンパス 6 学科、呉キャンパス 6 学科の計 12 学科において、それぞれの学部・学科の課題やテーマに沿った内容で実施している。

また、「自己評価委員会」では、これまで点検・評価を行ってきた各評価対象項目について、目標とする方向性や基準と照らし合わせて、それぞれの達成度や進捗状況を継続して総合的に検証を行っていく。

（3）審議状況と今後の方針

現在、「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」では、「教育・研究の理念・目的」「教員組織」「教育課程」「施設・設備」「社会的活動、地域交流・貢献」等の評価対象項目ごとに、大学開設後 12 年間の成果を検証している。

中でも、これらの評価対象項目に複雑に関連している「入学試験（学生確保の方策、試験制度）」「教育（学生が自発的に学ぶ姿勢を身につける方策・教員の教育力の向上対策）」及び「就職・進学（高い満足度が得られる進路の選択・国家資格等資格取得の支援）」は三位一体のものであり、統合して取り扱わなければならない。この三者のサイクルがうまく機能すれば大学の質は高くなる。

そのため、

- ①この好循環をいかにして構築するかをポイントに、まず次の観点から数値化を試みた。
 - a. 学部・学科別の入学志願者数と年次推移
 - b. 入試成績から見た入試問題の妥当性の検討
 - c. 入学許可者の判定方法の適確性
 - d. 中途退学者数
 - e. 留年者数
 - f. 学生による授業評価
 - g. 各種奨学金の受給状況
 - h. 在学中の各種資格の取得状況
 - i. 課外活動と実績
 - j. 国家試験の受験者数と合格者数、合格率
 - k. 科学研究費補助金及びその他の研究費、補助金等の採択状況
- ②その結果を基に、どのようにすれば目標値との開きを縮められるか、ある

いは、どうすればより高い数値（評価）が得られるかといった改善のための具体的な方策を検討した。

上述のほか、「広島国際大学学生委員会」の付託組織として、平成 16 年度から「学生意識・動向調査と改革プロジェクト」を展開するためのワーキンググループを発足し、アンケート調査及びその分析を行っている。キャンパス周辺の環境やアメニティ、就学状況、人間関係等を調査することで、より良い学生生活を過ごすことができるよう改善を行うための基礎データとしている。平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に計 3 回のアンケート調査を実施し、それぞれの報告結果をまとめた冊子と 3 回分の「総合評価報告書」を作成し、平成 19 年 2 月に発行した。平成 17 年度には「2004－2005 第 1 回集計結果報告書」と平成 13 年度に単発で実施したアンケート調査との比較として「2001 年度との調査結果の比較」を作成した。本調査は学生の動向を知る上で非常に有効であり、3 回分の結果報告とそれぞれの比較に基づく分析により、さらなる学生サービス・学生生活の向上を図るための指針としている。平成 19 年 4 月には教職員を対象に報告会を開催した。また、平成 20 年度以降についても、必要な項目については継続して調査を行うよう検討を進めている。

さらに、今後は大学院を含めた大学全体について内包する問題点を明らかにし、改善していくよう努める。また、外部評価・第三者評価をも含めた多面的な点検・評価に取り組んでいく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

学校教育法等の一部改正により、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を平成 16 年度から、準備が整い次第定期的に受けることになっている。

自己点検・評価と並行して、外部評価・第三者評価についても常に視野に入れており、幅広い多面的な評価に向けた取り組みを推し進めていく。平成 16 年度中に「広島国際大学外部評価委員会」を組織する計画であったが、自己評価と外部評価を分離した縦割りの構造ではなく、総合的な評価体制を整えた。具体的には、前述したように本組織体制の効果的運営のため、平成 19 年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程での課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。これによって平成 20 年度には財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けることとなり大学評価基準を満たしていると認定された。

現在、「自己評価委員会」においては、自己点検・評価に限らず、外部評価・第三者評価については必要に応じて小委員会を設置する形で、議論、検討を進めることとしている。そのうえで、定期的な自己点検・評価および外

部評価・第三者評価を実施することとしている。

なお、学年進行中である学部・学科については、当該学部・学科が完成年度を迎えた後に随時「自己評価報告書」の作成を行うこととしており、今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、指導を仰いでいく予定である。

(5) 自己点検・評価結果の公表と結果の活用

本大学では、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表するとともに、次回の評価までに重点改善項目を掲げることとしている。これらの改善項目については、「自己評価委員会」及び関連する部署が中心となって改善、見直しを加えるとともに、次回以降の点検・評価の対象とし、継続して注視・管理していくこととする。

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員のさらなる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度には「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構」を設置する予定である。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ね、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

(6) 自己点検・評価結果を基にした制度改革

①カリキュラムの改革

自己点検・評価の一環として「広島国際大学共通教育検討委員会」（以下「共通教育検討委員会」）を平成15年2月に設置し、共通教育の在り方

等の分析をはじめ、教員・学生からの意見・要望の聴取と、そのフィードバックを繰り返しながら、現在の教育課程の問題点等を洗い出すほか、大学全体（学部・学科及び研究科・専攻間の連携、キャンパス間の連携等）としての視点からカリキュラムの編成について鋭意検討を行った。

平成 16 年度後半から、この検討を基に問題点を解決し教育活動に反映させていくため「共通教育検討委員会」を発展的に解消し、「広島国際大学共通教育運営委員会」（以下「共通教育運営委員会」という）を発足した。平成 18 年度には共通教育の具体的な整備を検討し、平成 19 年度から順次カリキュラム改正等の見直しを行い、再編成した共通教育を導入した。これにより、「共通教育運営委員会」は平成 19 年 3 月をもって廃止、平成 19 年 4 月から共通教育の検討組織は教務委員会に移行した。

しかし、共通教育の運営上の責任体制を確立するために、平成 20 年 1 月には教務委員会に小委員会である「全学的教育システム検討委員会」を配置しカリキュラムの改善・改革を行うこととし、さらに大学全体の教育システムの随時改善を図り、常により質の高い教育を行っていくために、平成 20 年 10 月に「総合教育研究委員会」を設置、この中に小委員会として「全学的教育システム検討委員会」を配置することで、共通教育の運営上の責任体制を確立した。これによって共通教育科目の全学的配置、さらには全学的教育システムの開発、推進、効果測定を行い、今後もカリキュラムの改善・改革を行っていく。

②入試制度の改革

本大学における学部の入試制度については、開学当時から「公募制推薦入学選考」「一般入試」を基本とし、「外国人留学生入学選考」「帰国生徒入学選考」「社会人入学選考」を実施している。その後「専門学科・総合学科特別推薦入学選考」等、多様な受験生に対応した入試制度をはじめ、複数日程の試験方式や試験会場の増設等を行っている。平成 17 年度入試からは「AO入試」を導入し、学力だけの評価でなく、志望動機や入学意欲等人物的な特性を多面的に評価する入試制度についても積極的に取り入れている。平成 21 年度入試においては、より多面的な尺度で選考するよう「AO入試」に「オープンキャンパス参加型」「グループディスカッション型」「課題提出型」「セミナー受講型」の 4 つの入試方式を設けている。

平成 21 年度の「一般入試」では、受験生の利便性に配慮するため、「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」「一般入試後期」の計 3 回入試を実施し、このうち「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」では、試験日自由選択制として 2 日間実施している。さらに、複数学科（3 学科まで）の併願を可能とし、試験会場は 17 会場設定している。

大学院入学者選抜については、現在、本大学学部生を対象とした「学内進学者入試」のほか、「一般入試」及び「社会人入試」を実施している。「学内進学者入試」は、工学研究科が5月、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科が7月、看護学研究科は9月に実施している。また、「一般入試」においては、夏季（7月）には、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科（実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）を除く）、工学研究科で実施している。秋季（9月）には、心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）と看護学研究科で実施、春季（2月）には、全研究科で実施するなど、多様な学生を受け入れるために様々な入試を実施している。

これら入試制度の改革にあたっては、過去からの入試結果データに基づき検討を進めるが、本大学の現状を知る上での参考資料として、自己点検・評価の結果データ等も学生募集要項を策定する際の一助としている。

③キャリア指導・支援体制の改革

開学時に「就職部就職課」として、組織の運営が開始され「広島国際大学就職委員会」を設置するとともに、各学科から就職委員を選出し、「就職部」「学科就職委員」「研究室の指導教員」の三者が一丸となり、学生一人ひとりの希望や適性に応じて、きめ細かい指導の強化・充実を図っている。

その他、各キャンパスで各学科特性に応じた各種講座、講演会、模擬試験、業界・企業研究会及び学内合同企業説明会等就職行事の実施・運営、企業人事担当者との就職懇談会の実施、学生の就職活動テキスト「キャリアガイドブック」の作成等、様々な就職支援活動を行っている。

さらに、就職支援という枠に捉われず、低年次から学生個々のキャリア開発支援を展開する組織へと発展させることを目的とし、平成17年度に「就職部」を「キャリアセンター」へ、「広島国際大学就職委員会」を「広島国際大学キャリア支援委員会」へと発展的に改編する等、低年次から社会人基礎力養成を行うため組織変更を行った。

また、情報化時代の進展に対応した新しい情報提供の形態として、学生が携帯電話・パソコンから自由にアクセスできるイントラネット「CANDiキャンパス・ネットワーク」を平成12年度に導入し、求人・企業情報をはじめ、各種就職関連情報の提供を行ってきた。平成22年度からは、「CANDiキャンパス・ネットワーク」をバージョンアップさせた、「広島国際大学ポータルサイト」に変更し、学生へ様々な情報提供を行っている。

そのほか、「キャリア開発」講座の開講やインターンシップ充実等、就業体験を身近に感じさせるプログラムを積極的に創設・実施している。

1 4. 情報の提供

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本学部の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ①学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ②積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

①「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

②ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほ

か、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや併設大学との連携事業等を紹介している。

また、時代のニーズに応えるため、平成 17 年 6 月には携帯電話からも閲覧可能な携帯版「広島国際大学ホームページ」を開設した。これにより、今や情報収集に欠かせないツールである携帯電話を介したリアルタイムの情報提供が可能となった。

平成 18 年 5 月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指す SEO (検索エンジン最適化) 対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

また、本大学では、産官学の連携・協力によって、より豊かな社会が構築されていくものと考えている。このために全学的組織として平成 15 年度に「広島国際大学プロフィール委員会」を設置し、教員の業績や経歴に関する情報をホームページ上で外部に広く公開している。公開している項目は、教員の学位・専門分野・業績・経歴・社会貢献度・研究活動等の状況であり、その情報を基に産学連携・協力による複数の研究開発が既に進行している。平成 18 年 4 月からは、プロフィールシステムをリニューアルし、ユーザインタフェースを向上させた。これらの公開情報は定期的に更新し、より強固な産官学の連携・協力を推進していく。

さらに、今後は本大学大学院で授与した修士及び博士の学位論文題目についても、積極的に公開していくことを検討している。

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。

③研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成 18 年度から「研究シーズ集」を作成している。平成 19 年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るための情報冊子として役立てている。また、産学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の

強化を図っている。

④学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラバス及び平成 17 年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。今般設置する本学部においても、学修体系や進路に合わせた履修モデルを提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めていく。

⑤広報誌の発行

本法人の広報誌である「F l o w」を、年 4 回（5、8、11、2 月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5 月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8 月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年 4 回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「F l o w」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「F l o w」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

⑥セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のほか、広島県内の病院団体や職能団体と共同で、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成 15 年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成 16 年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を展開することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」

を目指している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的に実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

今般設置する本学部においても、既設の学部・学科がこれまでに実施しているセミナーや公開講座の開催にも参画する予定である。

(3) 今後の計画

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。また、平成20年度に受審した財団法人日本高等教育評価機構からの評価結果をはじめ、今般設置する学部・学科に係る設置届出書類および設置計画履行状況報告書についても、ホームページ等で情報提供及び公表を行う計画である。

15. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会の設置

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント(FD)活動(教員の資質の維持向上)を実施してきたが、平成15年度にFDをより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成16年度には同委員会を「広島国際大学FD委員会」(以下「FD委員会」という)として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

「FD委員会」は、学長によって選任された20人の教職員が中心となって、次の取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①学外講師による講演会の企画、実施及び教員の研修会参加に関すること。
- ②全教員が教育力を高めるための支援活動として「FD News Letter」を発刊。
- ③学生による「受講生満足度調査アンケート」の実施、結果の分析及び授業改善のための方策の検討。
- ④「成績評価の適正化に関するアンケート」の実施とガイドラインの作成。
- ⑤その他FDに関すること。

(2) 教員対象研修会の実施

より優れたシラバスの作成方法や、学生による授業評価結果を基にした教員の教育能力向上のための具体的な方策を探っているが、これには専門家からの事例報告・助言等が不可欠である。そのため、教員が学内外において、研修会等に参加できる機会を積極的に設けている。

学外での研修会への参加については、年数回複数の教員を派遣している。平成17年3月に「大学コンソーシアム京都 第10回FDフォーラム」、平成18年8月に「FDと大学教育改革」へ参加し、参加した教員による報告会を実施する等、他の教員にも同様の知見を得る機会が持てるよう配慮している。

学内における研修会については、平成17年1月に佛教大学 教育学部 教育学科 助教授 原 清治 氏を招き、「新たな『教育評価』をめぐって—大学コンソーシアム京都・FDフォーラムの実践例から—」と題して講演会を実施した。その後、平成18年1月には畠山 創 氏(代々木ゼミナール)の講

演会（演題「最初の授業で全てが決まる！」）を、平成19年1月には宇佐美寛氏（千葉大学 名誉教授）の講演会（演題「わかりやすい授業」）を、平成19年11月には谷本美彦氏（宮崎大学 副学長）の講演会（演題「大学の教育力の向上と授業公開」）を実施した。

また、平成18年10月には学内教員による講義における工夫や取り組みを発表し意見交換を行う「FD研修会」を初めて実施し、続く平成19年度においては2回（7月、1月）実施した。さらに、平成19年度には教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施した。

（3）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から毎年、全ての学部において、学生による授業評価を実施している。

評価の方法は無記名のアンケート方式としており、質問項目は授業の理解度を中心とし、加えて自由記述できる項目を設けている。評価の結果については当初、教員の自主的な閲覧に任せていたが、開学2年目からは、該当科目の評価票を当該教員にそれぞれ届けることとし、評価の低い教員に対しては学長自らが授業の改善を促している。

学生の評価内容を各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員と学生がそれぞれ資質を高め、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、学生による「受講生満足度調査アンケート」の結果を教員にフィードバックする際、全教員に対してアンケートの質問項目等に関する調査を行い、その結果を「FD委員会」において検討し、「受講生満足度調査アンケート」が教育内容や教授法の改善にとってより効果的なものとなるよう改良を重ねている。

（4）学生の資格取得支援

本大学には、国家試験受験資格等、ライセンスと直結した教育課程を持つ学部・学科、研究科・専攻が多く、これらは将来像も明らかで教育目標も明確である。特に、これらの学科、専攻に所属する教員は、本大学の理念と将来の目標が完遂できるよう、教育の内容や方法の改善・向上について組織的に取り組んでいる。

例えば、国家試験等の出題科目に対応・関連する授業科目を担当する教員間においては、それぞれの授業内容に整合性が保たれるよう密なる連絡調整や必要となる申し合わせを行っている。また、オムニバス方式を含め、複数の教員で担当する授業科目についても、担当者間で同様の打ち合わせを行い、相互に連携のとれた授業の実施を図っている。

(5) 実践的な授業手法の習得

教育・研究面での事業計画における諸施策と連動するよう、施設・設備の効果的な整備を展開し、適宜ソフト・ハードの両面で最新設備機器の導入を行っている。

例えば、P C L L 教室、遠隔授業システム、C A L L システム等、授業運営に関する設備には最新鋭の機器を導入している。教員は、専門領域に違いはあるものの、マルチメディアに代表されるこれらの機器類を活用した授業の実施・運営法を積極的に取り入れている。

(6) その他の活動

その他、教育・研究内容の向上及び活性化のための取り組みとして、次のとおり、実施している。

- ①「広島県教育委員会」との連携による県下の高校生を対象とした公開授業の実施をはじめ、「教育ネットワーク中国」による高大連携事業への協力、「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」による公開講座の開催等、地域の要請に応える新たな取り組みにも積極的に参加している。
- ②「大学教員の教育力向上のための方策の構築」「シラバスの活用」をテーマとして、私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）の交付を受け、教育改革に取り組んでいる。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取組みに重点を置く支援を始め、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通じたキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援にさらに力を入れている。

(1) 教育課程内の取組について

本大学では、共通教育科目において、「キャリア開発演習Ⅰ（1単位必修／1年次後期）」「キャリア開発演習Ⅱ（1単位選択／2年次又は3年次）」「キャリア開発演習Ⅲ（1単位選択／2年次又は3年次）」の3科目を配置しており、学生の体系的なキャリア支援を行っている。

「キャリア開発演習Ⅰ（1単位必修／1年次後期）」では、自己理解を深めることが他者理解につながることを体得し、人間関係における大学生生活の基盤を作る。その上で、大学本来の目的である専門教育や研究への移行が有効になるよう、自己肯定感を醸成する。具体的には、現在までの自分を振り返ることで自己分析を行い、自分を取り巻く人々の様々な個性を理解させる。他者を受け入れることを目的としたグループワーク等を通して協調性を培い、他人との関わりにおける苦手意識の払拭を目的とする。

「キャリア開発演習Ⅱ（1単位選択／2年次又は3年次）」では、主体的に自分自身がキャリアをデザインし、自己の責任において選択や決定ができる力を涵養する。視野を大学から社会へ向け、具体的な職業観や勤労観を醸成する。具体的には、上級学生や卒業生あるいは企業から講演者を招き、人生観や仕事の魅力、現場最前線の情報等の講話を聴講する。また、実際に職業興味検査の受検や、書物をテーマにしたグループワークを通して、働き方について考察させる。

「キャリア開発演習Ⅲ（1単位選択／2年次又は3年次）」では、キャリアデザインにおいて、職業人生の第一歩である就職活動という現実問題への応用を目的とする。職業や社会情勢に関する知識や技能を習得させることと並行して、社会人として必要とされる基礎知識の理解を深めさせる。具体的にはキャリアデザインの実現を目標とした、就職活動や進学活動の支援を実技中心に展開する。また職業生活での基礎となる情報収集能力やマナースキル等を、ロールプレイング等により習得させる。

今般設置する本学部においても、上記3科目を配置しており、学生のキャリア開発支援に体系的に取り組んでいく。

(2) 教育課程外の取組について

本大学では、1年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取組を行っている。

①東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院説明会の実施

- ②企業人事担当者と教職員との就職懇談会の実施（大阪および広島）
- ③10地区で開催する教育懇談会における保護者向けの就職講演会および個別の就職・進学等進路相談の実施
- ④「求人パンフレット」を医療機関、福祉施設向け、企業向けに2種類作成・配布
- ⑤就職活動のための「キャリアガイドブック」作成および学生・保護者への配布
- ⑥就職活動ガイダンス、小論文・作文模擬試験、筆記試験対策、履歴書作成指導、面接・マナー講座、メイク講座および4年次生による就職活動体験報告会を実施
- ⑦求人情報等のメール配信および学内限定ホームページでの閲覧、詳細を学内ネットワーク上のキャリアセンターホームページへの学内設置のパソコンからアクセスすることにより閲覧可能。
- ⑧適性検査（1年次生）、就職オリエンテーション（1、2年次生）の実施

（3）適切な体制の整備について

①就職・進学に対する相談・助言体制

本大学キャリアセンターでは、センター長以下専任事務職員9人、嘱託事務職員2人の合計11人体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス4人、呉キャンパス5人、嘱託が東広島キャンパス1人、広島キャンパス（エクステンションセンター）1人となっているが、相互に補完し合い就職に対する相談・助言体制の充実を図っている。

現在のキャリアセンター長は、産業カウンセラーおよびキャリア・コンサルタント（産業カウンセラー協会）の有資格者であり、職員はキャリア支援セミナー等の計画的な参加により、相談・援助力の深化に努めている。

②キャリア教育のための支援体制

本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科で取得を目指す診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、建築士、薬剤師等の国家資格取得に向け、正規の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学習支援を行っている。その結果、各種国家資格の合格率は概ね全国平均と同等あるいはそれ以上という好成績を残している。

国家資格以外の専門職に有用と判断される資格についても、各学科において、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、キャリア支援を行っている。

平成19年度よりエクステンション講座の講座数を9講座より24講座に増やし学生へのキャリア支援を強化した。受講生は延べ400人を超える状況である。講座によっては移動用バスを配備し、キャンパス間を横断して

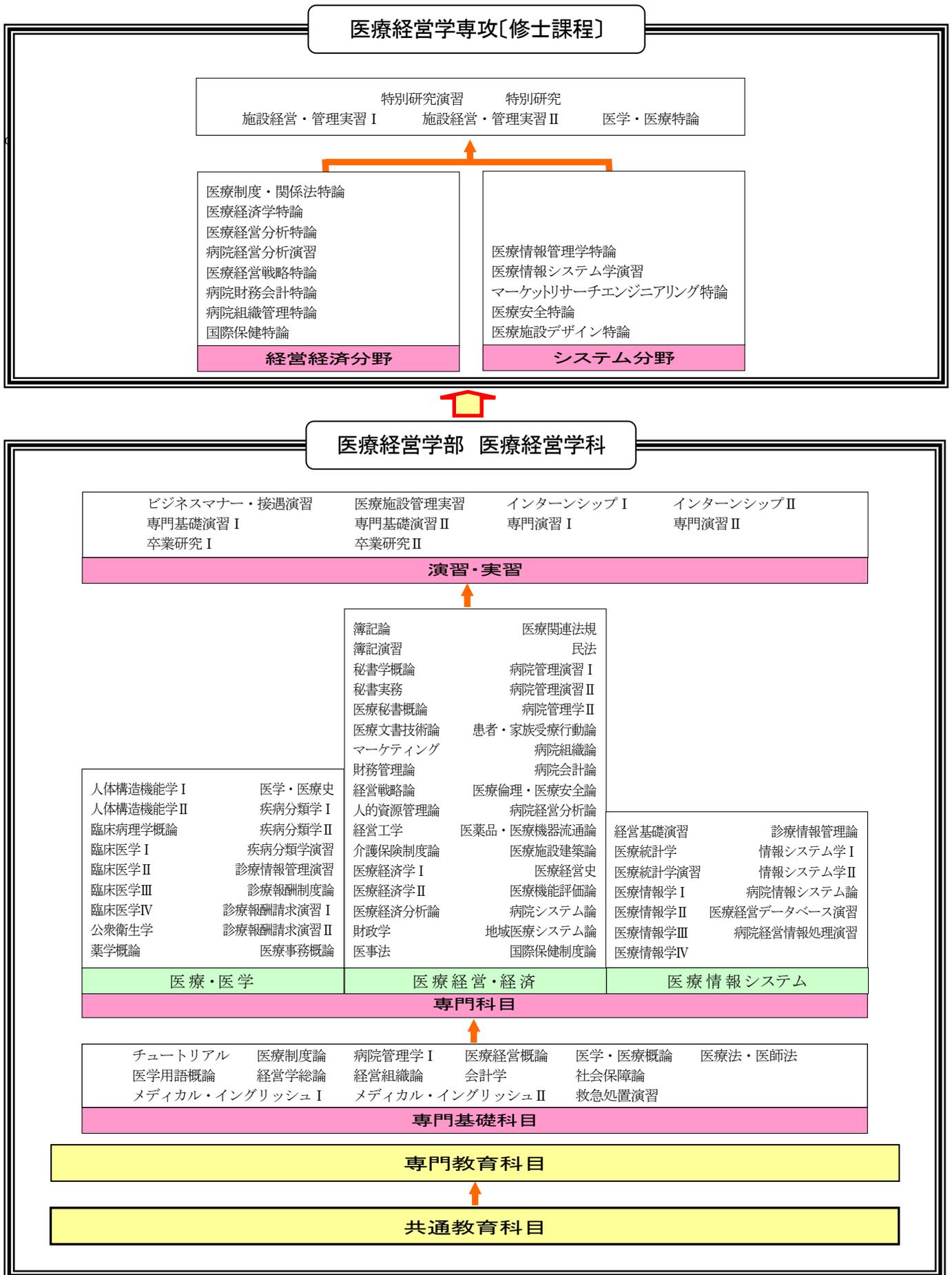
の開講も実施した。合格率は概ね全国平均と同等あるいはそれ以上という好成績を残している。

平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を発足させた。

今後もお一層支援体制強化を図っていく。

以 上

広島国際大学 医療経営学部 教育体系図



【別紙資料2】

広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。
- 2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

- 第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

- 第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。
- イ 学長
- ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

- 第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

- 第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。
- 3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事

会の議を経て雇用契約を解約することができる。

- 4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

- イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき
勤続3年以下の者 3カ月
勤続3年を超える者 6カ月
勤続5年を超える者 10カ月
勤続10年を超える者 12カ月
 - ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき
 - ハ 刑事事件に関し起訴されたとき
 - ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき
 - ホ やむを得ない業務上の都合があるとき
 - ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき
- 2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。
 - 3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

- イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。
- ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間
- ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間
- ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間
- ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内
- ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

- 2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

- 3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

- 第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

- 第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。
- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
 - ロ 死亡したとき
 - ハ 退職を願い出て受理されたとき
 - ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

- 第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

- 第12条 定年年齢は、満64歳とする。
- 2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

- 第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。
- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
 - ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
 - ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

- 第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。
- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

- ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
 - ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること
- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

- 第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。
- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
 - 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
 - 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
 - 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
 - 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
 - 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
 - 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

- 第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。
- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および

用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。

- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。
- 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
- 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員サービス内規に定める。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日(法定休日)
- ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ハ 12月29日から翌年1月3日まで
- ニ 学園創立記念日(10月30日)

- 2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。
- 3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員サービス内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

- 2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

- 2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につきのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につきのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務する。

6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要があるとき、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。
- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日
- ト 災害休暇
地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間
- チ 公用休暇
 - a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
 - b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間
- リ 永年勤続休暇
 - 第37条イ号に基づく表彰を受けたとき
 - 15年勤続表彰 3日以内
 - 30年勤続表彰 5日以内
- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員は、1歳に満たない子(配偶者が当該子の1歳に達する日以前に、その子を養育するために育児休業をしている場合にあつては、1歳2カ月に満たない子)を養育するときは、1年間を超えない範囲で育児休業を申し出ることができる。

- 2 職員は1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するときは、子の1歳到達日(1歳2カ月に満たない子を養育する場合にあつては、当該育児休業の終了予定日)において、本人または配偶者が育児休業を取得しており、つぎの各号のいずれかに該当する場合に限り、育児休業の延長を申し出ることができる。

イ 保育所(児童福祉法に規定する保育所に限る)に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であつて育児休業の対象者となる子の親であり、1歳(1歳2カ月

に満たない子を養育する場合にあっては、当該育児休業の終了予定日)以降養育に当たる予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

- 3 3歳未満の子を養育する職員から申出があったときは、所定勤務時間を超えて勤務させない。
- 4 3歳未満の子を養育する職員で育児休業をしていない者から申出があったときは、1日2回それぞれ30分または1日1回1時間を所定勤務時間から免除する。
- 5 前4項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員は、要介護者を介護するときは、介護休業を申し出ることができる。

- 2 要介護者を介護する職員で、介護休業をしない者から申出があったときは、1日の所定勤務時間を短縮し、または第16条第3項もしくは第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。
- 3 前2項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

- 2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。
- 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

- 2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき
- チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき
- リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

- イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。
- ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。
- ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。
- ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。
- ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。
- ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。
- ト 懲戒解雇は、予告期間を設けなくて即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

- 2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

- 2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。
- 3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期的に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

- 2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

- 2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。
- 3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

付 則

1 この規則は、1998年4月1日から施行する。

2 この改正規則は、2010年4月1日から施行する。

3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。

4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

【別紙資料3】

任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号の職員を同項の他の号の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
 - ロ 特任の職員
 - ハ 嘱託の職員
 - ニ 客員の職員
 - ホ 非常勤の職員
- 2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。
- 3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

- 2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。
- イ 教育系職員の職種
教育職員、研究職員、技術職員
 - ロ 事務系職員の職種
事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)
- 3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。
- イ 教育職員の職階
大学院教授、大学院准教授、大学院講師
大学教授、大学准教授、大学講師
高等学校教諭
 - ロ 研究職員の資格 研究員二級、研究員一級、特別研究員
 - ハ 技術職員の資格 技師一級、技師二級、技師三級
- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。
- イ 管理職
参事、副参事
 - ロ 一般職
 - a 総合職系列
主幹、主事、主事補
 - b 専任職系列
専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
 - c エントリー系列
書記

- 5 前項の系列および任用の基準等については、別に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員あるいは技能職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭

ロ 研究職員の職階

特任研究員

ハ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

- 2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

- 3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

- 4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託の事務系職員に関する規定に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員または技術職員として採用する。

- 2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 研究職員の職階

客員研究員

ハ 技術職員の職階

客員技師

- 3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

- 2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。
 - イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき
 - ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき
 - ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき
- 3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。
- 4 前1項の非常勤講師のほか、大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学においてはティーチング・アシスタント(TA)を、大阪工業大学大学院においてはリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)およびテクニカル・サポーター(TS)を採用することができる。
- 5 前項の職員の採用の基準、手続等については、大阪工業大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、摂南大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、広島国際大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、大阪工業大学大学院リサーチ・アシスタント(RA)要項、大阪工業大学大学院ポスト・ドクター(PD)要項および大阪工業大学大学院テクニカル・サポーター(TS)要項に定める。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

- イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要があるとき
 - ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき
 - ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき
 - ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき
- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規に定める。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。
- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託の事務系職員に関する規定、高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

- 第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。
- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

- 第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。
- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。
 - イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき
 - ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき
 - ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

- 第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。
- 2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。
 - イ 履歴書
 - ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)
 - ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)
 - ニ 職務経歴書
 - ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)
 - ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書
 - ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの
 - 3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

- 第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

- 2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
 - イ 書類審査
 - ロ 面接試験
 - ハ 筆記試験
 - ニ 適性検査
 - ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

- 2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
 - イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
 - ロ 人事考課(事務系職員)
 - ハ 筆記試験
 - ニ 面接試験

- ホ 実技試験
 - へ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料
- 5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

- 2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 現に改正前の任用規定第7条、第8条、第9条、第10条および第14条により任用された職員の区分、職階、資格および雇用期間については、なお従前の例による。
- 4 1997年3月25日制定の広島国際大学教職員任用規定は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定により任用された前項に準じる職員の区分、職階、資格および雇用期間については、なお従前の例による。

【別紙資料4】

特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員（以下「特任教員」という）の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭については、高等学校特任教諭規定に定める。

(職務)

第2条 特任教員は、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の研究職員は研究職員選考基準に定める資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。

イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき

ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき

3 満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1 特任教員年俸表および別表第2 または別表第3 の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めるときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 学内出講料は、別表第4 学内出講料支給基準に基づき支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表1 特任教員年俸表1 号俸適用者には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

- 2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規により任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定は、2010年4月1日から施行する。

別表1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
研究職員	特任研究員	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任に準ずる職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表3 特任の研究職員・技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
研究職員	研究職員選考基準に定める特別研究員相当者を1号俸、研究員1級相当者を2号俸、研究員2級相当者を3号俸とする。
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸 適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定）を準用し、学内出講料支給規定および同施行細則（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則）により学内出講料を支給する。
2号俸 3号俸 適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定および同施行細則（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則）を準用して学内出講料を支給する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			①病院管理コース				②医療秘書コース				③医療政策・行政コース				④医療関連産業コース				
			必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	
共通教育科目	外国語	英語Ⅰa	1前	1		○				○				○				○				
		英語Ⅰb	1後	1		○				○				○					○			
		英語Ⅱa	1前	1		○				○				○					○			
		英語Ⅱb	1後	1		○				○				○					○			
		英語Ⅲa	2前		1																	
		英語Ⅲb	2後		1																	
		英語Ⅳa	2前		1																	
		英語Ⅳb	2後		1																	
		英語Ⅴa	3前		1																	
		英語Ⅴb	3後		1																	
		検定英語レベルⅠa	2・3前・後		1																	
		検定英語レベルⅠb	2・3前・後		1																	
		検定英語レベルⅡa	2・3前・後		1																	
		検定英語レベルⅡb	2・3前・後		1																	
	ドイツ語a	1前		1																		
	ドイツ語b	1後		1																		
	中国語a	1前		1																		
	中国語b	1後		1																		
	韓国語a	1前		1																		
	韓国語b	1後		1																		
	保健体育	スポーツⅠ	1前・後	1			○				○				○				○			
		スポーツⅡ	1前・後		1		○								○							
		スポーツⅢ	1前・後		1						○								○			
	特講	基礎ゼミナール	1前	1			○				○				○				○			
		キャリア開発演習Ⅰ	1後	1			○				○				○				○			
		キャリア開発演習Ⅱ	2・3前・後		1																	
キャリア開発演習Ⅲ		2・3前・後		1																		
Global Communication		2前・後		2																		
留学生特例科目																						
基礎教育科目	英通基礎	日本事情Ⅰ	1前		2																	
		日本事情Ⅱ	1後		2																	
	外国語	日本語Ⅰa	1前		2																	
		日本語Ⅰb	1後		2																	
		日本語Ⅱ	2前		2																	
履修単位数(共通教育科目)・・・①			—			30	0	0	0	30	0	0	0	30	0	0	0	30	0	0	0	
						30				30				30				30				

【別紙資料6】

広島国際大学学部長会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 学生支援センター長
- ホ 呉学生支援センター長
- ヘ 入試センター長
- ト 学長室長
- チ 図書館長
- リ キャリアセンター長
- ヌ 国際交流センター長

(協議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国子女学生、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ト 各学部間の連絡調整に関すること
- チ 学長が諮問した事項に関すること
- リ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(審議事項)

第4条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ロ 教育組織の新設および改廃に関する事
- ハ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ニ 教員の留学に関する事
- ホ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関する事
- ヘ その他学長が諮問した事項に関する事

(報告事項)

第5条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ロ 教授会および各委員会で協議または審議した事項に関する事

(招集および議長)

第6条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第7条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第8条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聞き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2008年4月1日から施行する。

【別紙資料 7】

広島国際大学医療経営学部教授会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学医療経営学部教授会（以下「教授会」という）の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

- イ 医療経営学部長（以下「学部長」という）
 - ロ 医療経営学部教授（特任教授を含む）
- 2 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各1名の准教授を教授会に加えることができる。
- 3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 教授会は、医療経営学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

- イ 卒業の判定に関する事
- ロ 単位の認定および学業評価に関する事
- ハ 学生の留学に関する事
- ニ 学生の転学部・転学科に関する事
- ホ 学部内の教育・研究に関する事
- ヘ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関する事
- ト 授業時間割の編成に関する事
- チ 授業担当者の決定に関する事
- リ 学長または学部長が諮問した事項に関する事
- ヌ その他医療経営学部の重要な事項に関する事

（審議事項）

第4条 教授会は、医療経営学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ロ 教育組織の新設および改廃に関する事
- ハ 学生の入学に関する事

- ニ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関する事
- ホ 大学の年間行事予定および授業計画その他の大学の教育方針に関する事
- ヘ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ト 教員の留学に関する事
- チ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

(報告事項)

第5条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した医療経営学部に関する事
- ロ 教員の人事に関する事
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関する事
- ニ 学生の表彰および懲戒に関する事
- ホ その他各委員会で審議した医療経営学部に関する事

(招集および議長)

第6条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第8条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらか

じめ学部長は、学長と協議するものとする。

- 3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

- 2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

- 2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第12条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第13条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

この規定は、2011年4月1日から施行する。

【別紙資料8】

広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

修士(建築・環境学)

修士(情報通信学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(医療福祉学)

学士(医療経営学)

学士(臨床心理学)

学士(コミュニケーション心理学)

学士(住環境デザイン学)

学士(情報通信学)

学士(看護学)

学士(薬学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。
- 3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。
- 4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するとき

も、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

- 3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。
- 3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。
- 4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうち、合格または不合格を議決する。

- 2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。

- 3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

- 2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。
- 3 2010年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

	○博甲第 号	
	学位記	
		氏名
大学印		
		年 月 日生
	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
	論文題目	
	年 月 日	
	広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

	<p>○博乙第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>大学印</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する</p> <p>論文題目</p> <p>年 月 日</p> <p>広島国際大学長 印</p>	
--	---	--

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条の規定により授与する学位記の様式

	<p>○修第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>大学印</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>広島国際大学長 印</p>	
--	--	--

備考 規格は、A4判とする。

様式第4

第4条の2の規定により授与する学位記の様式

	<p>学位記</p> <p>大学印</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したので○○修士(専門職)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>広島国際大学長</p>	<p>○修専第 号</p> <p>氏名</p> <p>印</p>
--	--	----------------------------------

備考 規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

	<p>卒業証書・学位記</p> <p>大学印</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p>広島国際大学○○学部長</p> <p>本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>広島国際大学長</p>	<p>○学第 号</p> <p>氏名</p> <p>印</p>
--	--	---------------------------------

備考 規格は、A4判とする。

【別紙資料9】

広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島国際大学教職員任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

- ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する准教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者
- ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する講師となることのできる者
- ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者
- ホ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

- イ 大学助手の経歴を有する者
- ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助

手の経歴を有する者

- ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(教務職員の資格)

第6条 教務職員に任用することのできる者は、教育・研究機器の準備、操作および指導に必要な技能と知識を有する者で、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ロ 前号と同等以上の学識または技能があると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。